

目次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点としての収蔵品の整備と、次代への継承	1
(1)-1 適時適切な収集	1
(1)-2 寄贈・寄託の受入と活用	5
(2) 適切な管理・保存	9
(3) 計画的な修理	15
2. 文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信	19
(1) 展示の充実	19
① 平常展	19
② 特別展等	23
③ 展覧会広報活動の取組み	51
④ 黒田記念館収蔵品の公開機会の拡大	56
(2) 歴史・伝統文化の理解促進	57
① 学習機会の提供	57
②-1 ボランティア活動の支援・資質向上	67
②-2 博物館支援者の増加	71
(3) 快適な観覧環境の提供	75
① 快適な観覧環境の提供	75
② 満足度調査及び専門家からの批評聴取による管理運営の改善	84
③ ミュージアムショップやレストラン等の改善	88
3. 我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	92
(1) 収蔵品等に関する調査研究成果の発信	92
(2) 海外研究者の招聘等研究交流の実施	96
(3) 博物館等関係者や修理技術関係者等を対象とした研修プログラムの検討、実施	100
(4) 公私立博物館等への貸与の推進	104
(5) 公私立博物館等に対する援助・助言	108
4. 文化財に関する調査及び研究の推進	112
(1) 文化財に関する基礎的・体系的な調査・研究の推進	112
① 文化的景観、民俗技術に関する基礎的・体系的な調査・研究の実施	112
② 有形文化財の研究	116
③ 無形文化財の研究	126
④ 「無形民俗文化財の映像記録作成ガイドライン（仮称）」等の指針の作成	—
⑤ 飛鳥地域の歴史等の解明	128
⑥ 個々の遺跡の現況に応じた適切な保存修理・整備	160
(2) 文化財に関する新たな調査手法の研究・開発の推進	166
① 光に対する物性を利用した高精彩のデジタル画像を形成する手法に関する調査・研究	166
② 小型可搬型機器の開発及び応用研究	168
③ 遺跡調査における新たな指標や属性分析法の確立に関する研究会の実施	170
④ 木質古文化財の年輪年代測定法等の研究	174
⑤ 遺跡出土の動植物遺体や古土壤の考古科学的分析	176
(3) 文化財の保存科学や修復技術に関する中心的な支援拠点として、先端的調査研究等の推進	178
① 木質文化財の劣化診断や被害防止対策の確立	178
② 環境の解析手法の確立のための研究及び実践	180
③ 屋外文化財の保存・修復の手法の確立	182
④ 考古資料の保存・修復に関する実践的な研究の実施	186
⑤ 伝統的修復材料や合成樹脂などの物性、製作技法、利用技法に関する調査・研究	188
⑥ 複合素材及び技法の国際共同研究	194

(4) 国・地方公共団体の要請に応じた保存措置等のために必要な実践的な調査・研究の実施	196
(5) 有形文化財の収集・保管・公衆への観覧にかかる調査・研究	204
① 収集・保管に関する研究	204
② 公衆への観覧を図るための研究	334
5. 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	376
(1) 保存・修復事業を実施するために必要な研究基盤の整備	376
(2) 諸外国における文化財の保存・修復に関する技術移転の推進	388
6. 情報発信機能の強化	392
(1) 情報基盤の整備充実	392
(2) 研究所の研究成果の発信	408
(3) 研究所所管の展示公開施設の充実	430
(4) 文化庁が行う平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業への協力	438
(5) 「平城遷都1300年記念事業」関連展示・公開事業の実施	—
(6) 文化財情報・研究成果の公表	444
① ウェブサイト等による情報の発信	444
②-1 デジタル化の推進	448
②-2 情報・資料の収集・蓄積、レファレンス機能の充実	452
7. 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	456
(1) 文化財に関する協力・助言の実施	456
(2) 保存担当学芸員研修の実施	466
(受託研究)	474
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	524
1. 職員の意識改革、サービスの向上、業務の効率化	524
(1) 共通的な事務の一元化による業務の効率化	524
(2) 使用資源の減少	525
(3) 施設有効使用の推進	526
(4) 民間委託の推進	532
(5) 一般競争入札の推進	533
(6) 定量的な目標の設定	534
2. 事業評価の実施及び職員の意識改革	535
3. 情報の安全性向上	536
4. 人件費の削減	537
III 予算、収支計画及び資金計画(別紙)	—
IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項	538
1. 人事に関する計画	538
(1) 大学との人事交流	538
(2) 職員の資質向上	539
(3) 非公務員化のメリットを活かした制度設計	540